

青森県防災会議原子力部会設置要綱

(設 置)

第1条 原子力防災計画及び防災体制等を検討し、並びにその実施を推進するため、青森県附属機関に関する条例（昭和36年1月5日青森県条例第14号）第16条の規定に基づき青森県防災会議に原子力部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の事項を調査、検討する。

- (1) 原子力防災計画を作成すること。
- (2) 原子力防災体制を検討すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長（県知事）が特に指示した事項。

(構 成)

第3条 部会は、委員及び専門委員若干名をもって構成する。

(会 議)

第4条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第5条 部会に関する庶務は、青森県防災会議事務局が行う。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

青森県防災会議原子力部会委員・専門委員名簿

区分	職 名	氏 名	備考
委員	第二管区海上保安本部青森海上保安部長	山 下 雄 一 郎	
	仙台湾区気象台青森地方気象台長	小 野 寺 優	
	陸上自衛隊第9師団長	亀 山 慎 二	
	青森県警察本部長	村 井 紀 之	
	健康福祉部長	有 賀 玲 子	
	危機管理局長	貝 守 弘	
	エネルギー総合対策局長	若 木 憲 悟	
	(国研)日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター所長	藪 内 典 明	
専門 委員	むつ市長	宮 下 宗 一 郎	
	六ヶ所村長	戸 田 衛	
	東通村長	越 善 靖 夫	
	野辺地町長	野 村 秀 雄	
	横浜町長	石 橋 勝 大	
	北部上北広域事務組合消防長	木 村 司	
	下北地域広域行政事務組合消防長	櫻 井 以 文	
	第二管区海上保安本部八戸海上保安部長	松 川 勝 紀	
	弘前大学大学院医学研究科 救急・災害医学講座 教授	花 田 裕 之	
	弘前大学被ばく医療総合研究所 所長	床 次 眞 司	
	(公財)環境科学技術研究所 理事長アドバイザー	久 松 俊 一	
	(国研)日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援 部門 原子力緊急時支援・研修センター 副センター長	早 川 剛	
	(公財)原子力安全技術センター 防災技術センター所長	雑 賀 寛	
	元(国研)日本原子力研究開発機構原子力 緊急時支援・研修センターセンター長	片 桐 裕 実	